

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神埼市長

市町村名 (市町村コード)	神崎市 (41210)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿路 (東鹿路、大楮、鹿路上、鹿路下、鳥羽院上、鳥羽院下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は神埼市の北部(脊振町)に位置する中山間地であり、水稻を中心とした農業に取り組んでいる。 ・認定農業者や認定新規就農者(以下、「担い手」)はいるものの、農地の大部分が個人で営農を行っているため、今後、高齢化等により耕作放棄地の増加が想定される。新たな人材の確保や多様な組織等による連携を行い、農業生産活動を継続していくことが必要となる。 <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人農業者 69人 ・主な作物 水稻、柿、その他野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域は、農地が不整形なうえに狭小であるなど、平坦地に比べ不利な生産条件となっているため、地域に適したスマート農業技術の導入等により作業の効率化を図るとともに、機械利用の共同化を進める。 ・地域の特産物である柿や栗などの果樹の振興を図るとともに、モミジ等による景観形成に取り組む。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>・耕作が行われている農用地については、農作物が生産されているため、農業上の利用が行われている区域に入れている。同様に、将来耕作ができる状態を作っている維持管理農用地についても、区域として入れている。ただし、荒廃農地など農地として活用できる状態ではない農用地等については、区域からは除外している。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図り、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付けた農地は、担い手の経営意向や所有者の意向に配慮し、段階的に集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中山間地域は、農地が不整形なうえに狭小であり、平坦地に比べ不利な生産条件となっているため、作業の効率化を図るための農地の大区画化、作業用農道や水利施設の整備、さらには、スマート農業に適した農村環境の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域農業の担い手として、地域内外から多様な経営体を募り、育成・確保していくため、行政及びJA等と連携し就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやアライグマ等による被害が拡大しないよう防止柵や箱わなを設置するとともに、被害情報があつた際には速やかに連絡を行う。
- ③農作業の効率化・生産性の向上を図るため、次世代農業であるスマート農業を推進する。
- ⑦多面的機能が適切に発揮されるよう地域活動や営農を継続し、農地の保全・管理を行う。
(多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払制度)
- ⑧共乾施設の再編を検討する。